

令和5年5月8日

南風原町立翔南小学校 保護者 殿

南風原町立翔南小学校
校長 砂川 充
(公印省略)

5 類感染症移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
令和5年5月2日付け町教委第497号において、通知がありました。

本校における5月8日以降の感染症対策については、以下のとおりといたします。

保護者におかれましては、改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」を学校ホームページでご確認の上、5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、適切なお対応をお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、以下の対策を講じる。
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- 2) 感染状況が落ち着いている平時においては、上記1(1)以外に、特段の感染症対策を講じる必要はない。
 - ・ 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となる。
 - ・ 学校給食の場面においては、「黙食」は必要ない。
- 3) 地域や学校において、感染が流行している場合などには、次の活動場面に応じて、一時的に講じることが考えられる。
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

2 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。
※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること
- 2) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと
- 3) 合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくても良いと認めた日」とし扱うことが可能であること

(次頁に続く)

3 その他の留意事項

- 1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと(5月8日より、これらの症状は病欠となる)。
その際、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと。
- 2) 児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること。
- 3) 濃厚接触者の取扱いについて
令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われな~~い~~こととなり、前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われな~~い~~ことを踏まえ、
 - ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
 - ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと。